



転入される方へ

～他の市区町村から錦江町に来られた方へ～

★ 転入の手続き

☆持ち物は・・・・転出証明書・印鑑・本人確認のための身分証明書（運転免許証等）

年金手帳（国民年金加入者のみ）・個人番号通知カード（マイナンバーカード）

★ その他の手続き

項 目	転入手続き（役場の窓口）	お持ちいただくもの
印 鑑 登 録	印鑑登録が必要な場合は登録してください。 手続きは、本人が申請する場合や代理人に申請を委任する場合などで手続きの方法が異なります。 ※元の市町村で交付を受けた印鑑登録証は転出手続きにより失効します。 (庁舎1階 住民税務課住民チーム)	<ul style="list-style-type: none"> 免許証等の写真入り身分証明書等 登録をする印鑑 手数料（登録1件200円）
国民健康保険 後期高齢者医療に 加入している方	本人または世帯主が手続きをしてください。 (庁舎1階 保健福祉課保険衛生チーム) 住民税務課（国保のみ）	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑
国民年金住所変更 (被保険者)	特に手続きはありません。（厚生年金保険・共済組合加入者は勤務先で、第3号被保険者は配偶者の勤務先で手続きをしてください。） (庁舎1階 住民税務課住民チーム)	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 国民年金手帳
国民年金住所変更 (受給されている方)	特に手続きはありません。 ※紛失等による年金証書の再発行をご希望の方はお申し込みください。 (庁舎1階 住民税務課住民チーム)	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑
各医療受給者証 (ひとり親家庭等・重 度心身障害者)	役場の窓口で手続きをしてください。 (庁舎1階 保健福祉課福祉チーム)	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 通帳 健康保険証 前住所地の所得証明書
子ども医療	中学校就学終期まで対象です。 (庁舎1階 保健福祉課保険衛生チーム)	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 通帳 印鑑
介 護 保 険	要介護認定申請中または介護サービス受給中の方は、受給資格証明書と認印をお持ちのうえ手続きをしてください。 (庁舎1階 保健福祉課介護チーム)	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 受給資格証明書
保 健 衛 生 (母子関係・犬の登録)	妊婦及び乳幼児のいる家庭は母子手帳を持参してください。予防接種履歴・健診受診歴等の確認のためコピーをさせていただきます。必要に応じて予防接種予診票をお受け取りください。 犬を飼われている家庭で、前住所地で既に登録をされている方は、登録が確認できるもの（登録原簿等）、印鑑をお持ちのうえ手続きをしてください。 (庁舎1階 保健福祉課保険衛生チーム)	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳 犬の登録原簿等 印鑑
児 童 手 当	役場の窓口で手続きをしてください。 (庁舎1階 保健福祉課福祉チーム)	<ul style="list-style-type: none"> 受給者の健康保険証 前住所地の所得証明書 通帳 印鑑 世帯員全員のマイナンバーがわかるもの
保 育 園	役場の窓口で手続きしてください。 (庁舎1階 保健福祉課福祉チーム)	<ul style="list-style-type: none"> 勤務先の勤務証明書等 所得課税証明書（詳細） 印鑑

幼稚園	各幼稚園に直接申し込んでください。	
小・中学校	役場の窓口から教育委員会へ連絡します。各学校で手続きをしてください。 (教育課教育総務チーム)	・前校からの書類(在学証明書)等
水道	町水道の他、地域水道組合や自家(井戸)水があります。町水道の開栓は使用開始3日前までに役場で手続きをしてください。 (本庁1階 建設課住宅水道チーム・田代支所1階 産業建設課経済建設チーム)	・印鑑

マイナンバーについてのお知らせ



※転出証明書には、個人番号が記載されているため、取り扱いには十分注意してください。

【通知カードをお持ちの方】

転入される方全員分の通知カードをお持ちのうえ、転入の手続きを行ってください。

【通知カードを紛失してしまった方】

転入の届出の際、通知カードを紛失した旨お伝えください。

(外出先で紛失してしまった場合、警察に遺失届出をし、受理番号を控えてください。)

錦江町から新住所記載の通知カードが新住所地に発送します。

※通知カードの再交付は有料となります。

【個人番号カードの交付申請をされた方】

再度申請が必要となります。

【個人番号カードの交付申請をされていない方】

転入手続きの際、個人番号カードの交付申請を行う場合は、その旨お伝えください。

【個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方】

転入の手続きの際、以下の点にご注意ください。

- ① 転入届の際は(個人番号カード・住民基本台帳)カードを持参すること。
- ② 異動日(新住所に住み始めた日)から14日以内に届出をすること。
- ③ カードに設定されている暗証番号を入力できること。

以上の注意事項を満たさなければ、個人番号カード・住民基本台帳カードの継続利用を受付できない可能性がありますので十分ご注意ください。

※任意代理人が届出をする場合、転入届には委任状が必要となり、個人番号カード・住民基本台帳カードの継続利用について受付できない可能性があります。詳細は転入先市区町村にお問い合わせください。

錦江町役場

〒893-2392 鹿児島県肝属郡錦江町城元963番地

電話 0994-22-0511 (代表)

田代支所

〒893-2492 鹿児島県肝属郡錦江町田代麓827番地1

電話 0994-25-2511 (代表)